

旅券(パスポート)の申請案内

(平成20年2月1日現在)

この案内は新規・切替申請(①旅券をはじめて申請する場合、②前の旅券が期限切れの場合、③旅券の有効期間が1年未満の場合など)の内容です。旅券の紛失・盗難・焼失・損傷・記載事項の訂正などの場合は、パスポートアンサー(☎048-647-7070)、電話または各パスポートセンターの窓口でお問い合わせください。

埼玉県で申請できるのは、県内に住民登録(現住所)のある方です。

平成19年4月1日以降、「川口市、草加市、越谷市」にお住まいの方はそれぞれの市での申請となりますので、パスポートセンター及び各支所での申請はできません。

〔申請に必要な書類〕

<p>1 一般旅券発給申請書 1通</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・10年有効旅券と、5年有効旅券で申請書が異なりますのでご注意ください。 ・未成年者(20歳未満)は5年有効旅券のみの申請となります。 ・申請書は旅券窓口のほか、市区役所、町村役場、県庁(県民案内室)、各地域創造センターなどにあります。(申請書は全国共通です。)
<p>2 戸籍抄本または謄本 1通 (6か月以内に発行されたもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有効旅券をお持ちの方で氏名・本籍(都道府県名)に変更がない方は省略できます。 ・同一戸籍内にある2人以上の方が同時に旅券の申請をする場合は、戸籍謄本ならば1通とすることができます。
<p>3 住民票 1通 (6か月以内に発行されたもの)</p> <p>川口市・草加市・越谷市の方はそれぞれの市での申請となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同一世帯内にある2人以上の方が同時に申請する場合は、申請者全員が記載された住民票であれば1通とすることができます。 ・住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)で調べてもよい方は、住民票を省略できますので申請時に窓口にお申出ください。(居所申請で県外に住民票がある場合は住民票が必要です。)
<p>4 写真 1枚 (6か月以内に撮影したもの)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふちなしで左図の規格をみたしたもの。カラー・白黒どちらでも可。(機械処理のため顔の大きさ、頭上の余白に注意してください。) ・申請者本人のみが撮影されたもの。 ・正面向き、無帽、無背景、影なし。 <p>《ふさわしくない写真》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不鮮明、変色、傷のついているもの。 ・マスク、髪が覆う等で顔が確認しにくいもの。 ・目元がはっきりしないもの。(眼鏡のレンズが反射しているもの、濃い色の眼鏡をかけたもの、カラーコンタクト着用のもの、髪が目にかかっているもの、目元が影になっているもの) ・人物及び着衣が背景と同一色で区別がつきにくいもの。 ・髪にヘアバンド、リボン、髪飾り、スカーフ等により、本人確認上支障のあるもの。 ・表情が平常と著しく異なるもの。(大笑いしている等) <p>※写真は旅券に転写されますので画質も重要です。ボックス写真、デジタルカメラを利用する場合は特に注意が必要です。</p>
<p>5 郵便はがき(未使用) 1枚 ※郵便事業株式会社が発行するものに限りです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の住民票どりの住所、氏名、郵便番号を宛名として記入してください。(転送はできません) ・同一世帯内にある2人以上の方が同時に申請する場合は、申請者全員の氏名を記載すれば1枚とすることができます。
<p>6 本人確認の書類 有効な原本(コピーは不可)</p> <p>本人確認書類の氏名、生年月日、性別、ふりがな、住所、本籍等が申請書の記載内容と一致している必要があります。該当するものがない方は必ず事前にご相談ください。</p> <p>※代理人が申請書を提出する場合は、申請者本人と代理人の方それぞれの分が必要です。</p>	<p>① 次のものは1点持参してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>日本国旅券(失効後6か月以内のものを含む)、運転免許証、写真付き住基カード、海技免状、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、官公庁の職員の身分証明書で写真の貼ってあるものなど(詳細については、パスポートセンターにご照会ください。)</p> </div> <p>② ①がない場合は、次の2点を持参してください。(イ+ロ)又は(イ+イ)(ロ+ロは不可)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>イ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証、国民健康保険証、共済組合員証、船員保険証 ・国民年金手帳(証書)、厚生年金手帳(証書)、船員保険年金手帳(証書)、共済年金証書、恩給証書、介護保険証 ・印鑑登録証明書+実印(印鑑登録カードでは不可) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ロ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次のうち写真が貼ってあるもの ・学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書 ・有効期間の切れた日本国旅券(ただし本人確認できるもの) </div> <p>※中学生以下の子供の本人確認書類としては、子供の氏名の記載された健康保険証と法定代理人の本人確認書類(運転免許証、パスポート等)を持参してください。</p>
<p>7 前回取得した旅券</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有効な旅券をお持ちの方は、有効旅券を提出しないと申請ができません。 ・前回に旅券を取得された方は、失効していてもその旅券をお持ちください。

※申請者本人が署名困難な場合であって、法定代理人でない方が記名する場合は、申請者本人の印鑑が必要です。